

広島市規則 第23号

平成29年3月30日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年広島市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）（第15条第3号に該当するものを除く。）

第14条第1項中「第6条第1項」の右に「若しくは第6条の2第1項」を、「通知予定日」の右に「（以下「確認申請予定日等」という。）」を加え、「30日前」を「7日前」に改め、同条第2項第1号中「建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請予定日又は同法第18条第2項の規定による計画の通知予定日」を「確認申請予定日等」に改め、同条第3項中「15日前」を「7日前」に改め、同条第4項第2号中「記載した」の右に「確認申請予定日等，」を加える。

第15条第3号を次のように改める。

(3) 製造所等であって、その建築物の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）の全部について消防法第11条第1項の規定による許可が行われたもの  
第15条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第12条第1項の火薬庫

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定（「30日前」を「7日前」に改める部分を除く。）及び同条第2項の改正規定は公布の日から、第13条第2項の改正規定及び第15条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第14条第1項の規定は、平成29年5月1日以後の日を同項に規定する確認申請予定日等とする特定緑化建築物等の新築等に係る緑化計画書の提出について適用する。
- 3 この規則による改正後の第14条第3項の規定は、平成29年4月16日以後の日を同項の変更に係る工事の着手予定日とする特定緑化建築物等の新築等に係る緑化計画書の変更の届出について適用する。